

# 令和5年度実施分特定教育・保育施設確認監査等自主点検表

(給付関係:認定こども園)

ふりがな 施設の名称			
施設の類型			
ふりがな 施設長の氏名			
主たる事務所の所在地	(〒 - ) (電話番号) (FAX番号) (E-Mail)		
開設年月日		認可 定員	
自主点検表作成年月日		利用 定員	
資料作成者 (氏名・役職)			
確認監査当日の立会い (氏名・役職)			

※2ページ以降の各項目について、令和4年度の加算認定結果に基づき評価し、その「自己評価」の結果(いる・いない)を口にチェックしてください。(加算を受けていない項目は「非該当」にチェックしてください)

※自己評価が「いない」の場合はその事由等を記載してください。

※令和5年度開設の施設は、令和5年度の加算認定見込み又は認定結果で評価してください。

(注) 自主点検表の文中の標記については、次のとおりとします。

留意事項通知→ 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について  
(令和4年11月7日府子本第967号)

主眼項目	該当項目		着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する 場合の事由 及び改善方法、その他
	1号	2・3号		いる	いない		
<b>I 地域区分等</b>							
1. 地域区分(①)	●	●	利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分が適用されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
2. 定員区分(②)	●	●	利用する施設の利用定員の総和に応じた区分が適用されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		●	分園を設置する施設に係る基本分単価、処遇改善等加算及び所長設置加算については、中心園と分園それぞれの利用定員の総和に応じた区分が適用されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
3. 認定区分(③)	●	●	利用子どもの認定区分に応じた区分が適用されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
4. 年齢区分(④)	●	●	利用子どもの満年齢に応じた区分が適用されているか。  年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価、処遇改善等加算Ⅰ及び3歳児配置改善加算の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
5. 保育必要量区分(⑤)		●	利用子どもの保育必要量に応じた区分が適用されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
<b>Ⅱ 基本部分</b>							
1. 基本分単価	●	●	<p>(1)地域区分(①)、定員区分(②)、認定区分(③)、年齢区分(④)、保育必要量区分(保育認定2・3号の場合)(以下「地域区分等」)に応じて定められた額とされているか。</p> <p>(2)基本分単価(保育認定子どもに係る基本分単価を含む。)に含まれる職員構成は次の(ア)、(イ)のとおりであることから、これを充足すること。 なお、分園は中心園の園長のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとする。 その際、以下の職員を充足すること。ただし、嘱託医(幼保連携型認定こども園にあっては学校医等)については、中心園に配置していることから不要である。また、調理員等については、中心園等から給食を搬入する場合は、配置不要であること。</p> <p>(ア)保育教諭等(注1) 基本分単価における必要保育教諭等の数(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。)第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第5条第3項に規定する教員を除く。)は以下のiとiiを合計した数であること。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <p>i 年齢別配置基準 4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人、 1、2歳児(保育認定子どもに限る。)6人につき1人、乳児3人につき1人</p> </div> <p>&lt;算式&gt; {4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児及び満3歳児数×1/20(同)} + {1、2歳児数(保育認定を受けた子どもに限る。)×1/6(同)} + {乳児数×1/3(同)} = 配置基準上保育教諭等数(小数点以下四捨五入)</p> <p>※ここでいう「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児(保育認定子どもに限る。)」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。 また、「満3歳児」とは、以下の者をいうこと(当該年度内に限る。) ・教育標準時間認定を受けた子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が2歳で年度途中で満3歳に達して入園した者 ・2歳児(保育認定子どもに限る。)が年度途中で満3歳に達した後、保育認定から教育標準時間認定に認定区分が変更となった者</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※鹿児島市は「その他地域」区分であり、各施設はこの地域区分の単価を適用している。		留意事項通知別紙3・4 I 1.	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※利用定員区分の適用については、毎月の施設型給付費請求時に確認している。		留意事項通知別紙3・4 I 2.	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※毎月の施設型給付費請求時に確認している。		留意事項通知別紙4 I 2.	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※1号、2号、3号の適用については、毎月の施設型給付費請求時に確認している。		留意事項通知別紙3・4 I 3.	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※年齢ごとの単価の適用については、毎月の施設型給付費請求時に確認している。		留意事項通知別紙3・4 I 4.	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・保育必要量ごとの単価の適用については、毎月の施設型給付費請求時に確認している。		留意事項通知別紙4 I 5.	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・施設型給付費の単価内訳表で確認 （「地域区分」は省略）	○令和4年度の施設型給付費請求書	留意事項通知別紙3・4 II 1. (1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙3 II 1. (2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・令和4年度分の職員配置状況報告書で保育士定数を充足しているか確認 （資格の確認：必要に応じて資格証の確認）	○令和4年度分の職員配置状況報告書		

主眼項目	該当項目		着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する 場合の事由 及び改善方法、その他															
	1号	2・3号		いる	いない																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注1 保育教諭等</td> <td>           次のすべてを満たす者をいう。            ① 幼稚園教諭免許状を有する者            ② 保育士としての登録を受けた者            &lt;経過措置&gt;            令和2年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者            又は保育士としての登録のみを受けた者を含む。         </td> </tr> <tr> <td>その他の認定こども園</td> <td>           次のいずれかを満たす者をいう。            ① 幼稚園教諭免許状を有する者            ② 保育士としての登録を受けた者            ※なお、副園長及び教頭については、この限りでない。         </td> </tr> </tbody> </table>	要件	内容	注1 保育教諭等	次のすべてを満たす者をいう。 ① 幼稚園教諭免許状を有する者 ② 保育士としての登録を受けた者 <経過措置> 令和2年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者 又は保育士としての登録のみを受けた者を含む。	その他の認定こども園	次のいずれかを満たす者をいう。 ① 幼稚園教諭免許状を有する者 ② 保育士としての登録を受けた者 ※なお、副園長及び教頭については、この限りでない。													
要件	内容																					
注1 保育教諭等	次のすべてを満たす者をいう。 ① 幼稚園教諭免許状を有する者 ② 保育士としての登録を受けた者 <経過措置> 令和2年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者 又は保育士としての登録のみを受けた者を含む。																					
その他の認定こども園	次のいずれかを満たす者をいう。 ① 幼稚園教諭免許状を有する者 ② 保育士としての登録を受けた者 ※なお、副園長及び教頭については、この限りでない。																					
			ii その他 <table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>備考</th> <th>配置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設については1人</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人</td> <td>保育認定子どもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の講師としても差し支えないこと。</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>c 主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人(うち1人は非常勤講師等でも可とする)</td> <td>当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>d 上記 i 及び ii の a、b の保育教諭等1人当たり、研修代替保育教諭等として年間3日分の費用を算定(保育認定子どもの人数に係る保育教諭等に限る。)</td> <td>当該費用については、非常勤講師等の人件費、保育教諭等が研修を受講する際の受講費用又は時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	要件	備考	配置数	a 保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設については1人	—	1	b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人	保育認定子どもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の講師としても差し支えないこと。	1	c 主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人(うち1人は非常勤講師等でも可とする)	当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。	2	d 上記 i 及び ii の a、b の保育教諭等1人当たり、研修代替保育教諭等として年間3日分の費用を算定(保育認定子どもの人数に係る保育教諭等に限る。)	当該費用については、非常勤講師等の人件費、保育教諭等が研修を受講する際の受講費用又は時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
要件	備考	配置数																				
a 保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設については1人	—	1																				
b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人	保育認定子どもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の講師としても差し支えないこと。	1																				
c 主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人(うち1人は非常勤講師等でも可とする)	当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。	2																				
d 上記 i 及び ii の a、b の保育教諭等1人当たり、研修代替保育教諭等として年間3日分の費用を算定(保育認定子どもの人数に係る保育教諭等に限る。)	当該費用については、非常勤講師等の人件費、保育教諭等が研修を受講する際の受講費用又は時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。	—																				
			(イ) その他 i 園長(施設長) ii 調理員等 保育認定子どもに係る利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人(うち1人は非常勤) iii 事務職員及び非常勤事務職員 (注)施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。 (注)非常勤事務職員については、1人分の費用(教育標準時間認定子どもに係る利用定員が91人以上の施設に限る)及び週2日分の費用を算定。 iv 学校医・学校歯科医・学校薬剤師(嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																	

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・a、b、cについては、令和4年度分の職員配置状況報告書で充足しているか確認</li> <li>・aは保育認定利用定員90人以下の施設のみ該当</li> <li>・cの主幹保育教諭等は専任化のため担任をしていないこと。</li> </ul>			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度分の職員配置状況報告書で確認</li> <li>・学校医・学校歯科医・学校薬剤師(嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師)は契約書等を確認</li> </ul>	○ 学校医等(嘱託医等)の契約書等		

主眼項目	該当項目		着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する 場合の事由 及び改善方 法、その他
	1号	2・3号		いる	いない		
<b>Ⅲ 基本加算部分</b>							
1. 処遇改善等加算 I	● ●		(1)この加算については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令4府子本第968号、4文科初第1553号、子発1107第3号通知。(2)において「令4府子本第968号等通知」という。)及び「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令4事務連絡)に定めるとおり、加算しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			(2)この加算額の算定は、地域区分等に応じた単価に、令4府子本第968号等通知に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>・令和4年度賃金改善分の給与等支給の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認)</p> <p>加算額 _____ 円</p> <p>支給額 _____ 円</p> <p>・令和4年度賃金改善分の加算実績額と改善額に差額が生じた施設においては、その差額分の賃金改善分の給与等支給の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認)</p> <p>年 _____ 月支給(予定)</p> <p>支払方法 給与・一時金・手当</p> <p>差額 _____ 円</p> <p>支給額 _____ 円</p> <p>・令和3年度賃金改善分の加算実績額と改善額に差額が生じた施設においては、その差額分の賃金改善分の給与等支給の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認)</p> <p>年 _____ 月支給(予定)</p> <p>支払方法 給与・一時金・手当</p> <p>差額 _____ 円</p> <p>支給額 _____ 円</p>	<p>○加算申請書(9月分)及び挙証書類</p> <p>○実績報告書</p> <p>○給与明細書、賃金台帳等</p>	<p>留意事項通知別紙3</p> <p>Ⅲ1.(1)及び別紙4</p> <p>Ⅲ1.(1)</p>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>&lt;人事院勧告準拠分&gt;</p> <p>・令和4年度人事院勧告準拠分の給与への反映の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認)</p> <p>年 _____ 月支給(予定)</p> <p>支払方法 給与・一時金・手当</p> <p>増額分 _____ 円</p> <p>支給額 _____ 円</p> <p>・令和4年度人事院勧告準拠分の増額分と支給額に差額が生じた施設においては、その差額分の給与への反映の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認)</p> <p>年 _____ 月支給(予定)</p> <p>支払方法 給与・一時金・手当</p> <p>差額 _____ 円</p> <p>支給額 _____ 円</p> <p>・令和3年度人事院勧告準拠分の増額分と支給額に差額が生じた施設においては、その差額分の給与への反映の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認)</p> <p>年 _____ 月支給(予定)</p> <p>支払方法 給与・一時金・手当</p> <p>差額 _____ 円</p> <p>支給額 _____ 円</p>			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<p>留意事項通知別紙3</p> <p>Ⅲ1.(2)及び別紙4</p> <p>Ⅲ1.(2)</p>	

主眼項目	該当項目		着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する 場合の事由 及び改善方法、その他												
	1号	2・3号		いる	いない														
2. 副園長・教頭 配置加算	●		(1)園長(施設長)以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭を配置しているか。(配置人数にかかわらず同額とする。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>要件</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i</td> <td>副園長又は教頭としての職務をつかさどっていること</td> <td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第14条又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>副園長又は教頭としての辞令(発令)を受けていること</td> <td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行規則」という。)第14条において準用する第13条又は学校教育法施行規則(昭和25年文部省令第11号)第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>常時勤務する者であること</td> <td>当該施設に常時勤務する者であること。</td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td>園長が専任でない場合の加配教員に該当しないこと</td> <td>園長が専任でない施設において、幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員又は幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しないこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p>		要件	内容	i	副園長又は教頭としての職務をつかさどっていること	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第14条又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。	ii	副園長又は教頭としての辞令(発令)を受けていること	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行規則」という。)第14条において準用する第13条又は学校教育法施行規則(昭和25年文部省令第11号)第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。	iii	常時勤務する者であること	当該施設に常時勤務する者であること。	iv	園長が専任でない場合の加配教員に該当しないこと	園長が専任でない施設において、幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員又は幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しないこと。	<input type="checkbox"/>
	要件	内容																	
i	副園長又は教頭としての職務をつかさどっていること	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第14条又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。																	
ii	副園長又は教頭としての辞令(発令)を受けていること	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行規則」という。)第14条において準用する第13条又は学校教育法施行規則(昭和25年文部省令第11号)第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。																	
iii	常時勤務する者であること	当該施設に常時勤務する者であること。																	
iv	園長が専任でない場合の加配教員に該当しないこと	園長が専任でない施設において、幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員又は幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しないこと。																	
			(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>													
3. 学級編制調整 加配加算	●		(1)この加算の認定がされている場合、全ての学級に専任の学級担任を配置できるよう、年齢別配置基準に加えて保育教諭等を配置する教育標準時間認定子ども及び保育(2号)認定子どもに係る利用定員が36人以上300人以下にされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>													
			<p>※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>													
			(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>													
4. 3歳児配置改 善加算	●	●	(1)この加算の認定がされている場合、年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施されているか。 <算式> {4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))}+{3歳児及び満3歳児数×1/15(同)}+{1、2歳児数(保育認定を受けた子どもに限る。)}×1/6(同)}+{乳児数×1/3(同)}=配置基準上保育教諭等数(小数点以下四捨五入)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>													
			<p>※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>													
			(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。(年度の初日における年齢が満2歳の子どもを除く)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>													



市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・辞令、雇用契約書等で副園長、教頭の職務発令の確認</li> <li>・勤務表・出勤簿で常時勤務(兼務状況)の確認</li> <li>・履歴書で常時勤務(兼務状況)の確認</li> <li>・園長が専任でない場合は、加配教員になっていないこと</li> <li>・※令和4年度分の職員配置状況報告書で副園長、教頭配置の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○加算申請書(7月分)及び挙証書類(辞令などの発令書、履歴書)</li> <li>○令和4年度の勤務表・出勤簿</li> <li>○令和4年度分の職員配置状況報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>留意事項通知別紙3 III 2. (1)</li> <li>留意事項通知別紙3 III 2. (2)</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙3 III 2. (3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○加算申請書(7月分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>留意事項通知別紙3 III 3. (1)</li> <li>留意事項通知別紙3 III 3. (2)</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙3 III 3. (3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度分の職員配置状況報告書で3歳児15人につき1人により実施しているかの確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○加算申請書(7月分)</li> <li>○令和4年度分の職員配置状況報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>留意事項通知別紙3 III 4. (1)</li> <li>留意事項通知別紙3 III 4. (2)</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙3 III 4. (3)	

主眼項目	該当項目		着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する 場合の事由 及び改善方法、その他
	1号	2・3号		いる	いない		
5. 満3歳児対応 加配加算	●		<p>(1)この加算の認定がされている場合は次の要件を満たして保育を実施しているか。</p> <p>(ア)3歳児配置改善加算の適用がない場合 年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は20人につき1人)により実施する施設に加算する。 &lt;算式&gt; {4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数(満3歳児を除く)×1/20(同)} + {満3歳児×1/6(同)} =配置基準上保育教諭等数(小数点以下四捨五入)</p> <p>(イ)3歳児配置改善加算の適用がある場合 年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人)により実施する施設に加算する。 &lt;算式&gt; {4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数(満3歳児を除く)×1/15(同)} + {満3歳児×1/6(同)} =配置基準上保育教諭等数(小数点以下四捨五入)</p> <p>※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<p>(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、利用する満3歳児に係る地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
6. 講師配置加算	●		<p>(1)この加算の認定がされている場合、2・4ページの基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師(幼稚園教諭免許状を有し、教諭等の発令を受けている者)を配置する教育標準時間認定子どもに係る利用定員が<u>35人以下又は121人以上</u>の施設になっているか。</p> <p>※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<p>(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・令和4年度分の職員配置状況報告書で満3歳児6人につき1人により実施しているかの確認	○加算申請書(7月分) ○令和4年度分の職員配置状況報告書	留意事項通知 別紙3 Ⅲ5.(1)  留意事項通知 別紙3 Ⅲ5.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知 別紙3 Ⅲ5.(3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基本分単価等の必要教員数を超えて非常勤講師を配置し、利用定員が35人以下又は121人以上であるか。	○加算申請書(7月分) ○令和4年度分の職員配置状況報告書	留意事項通知 別紙3 Ⅲ6.(1)  留意事項通知 別紙3 Ⅲ6.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知 別紙3 Ⅲ6.(3)	

主眼項目	該当項目		着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する 場合の事由 及び改善方 法、その他																						
	1号	2・3号		いる	いない																								
7. チーム保育加配加算	●	●	<p>(1)この加算の認定がされている場合、2・4ページの基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育教諭等の数」を超えて、保育教諭等(幼稚園教諭の免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。)を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の保育教諭等を配置する、少人数の学級編制を行うなど、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施しているか。</p> <p>この加算の算定上の「加配人数」は、1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数(注1)の範囲内で、「必要保育教諭等の数」を超えて配置する保育教諭等の数(注2)としているか。</p> <p>(注1)教育標準時間認定子ども及び保育(2号)認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数</p> <table border="1"> <tr> <td>45人以下</td> <td>46人～150人</td> <td>151人～240人</td> <td>241人～270人</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>3.5人</td> </tr> <tr> <td>271人～300人</td> <td>301人～450人</td> <td>451人以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>6人</td> <td>8人</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注2)「必要保育教諭等の数」を超えて配置する保育教諭等の数に応じ、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置保育教諭等の数から「必要保育教諭等の数」を減じて得た員数が<b>3人未満の場合</b></td> <td>小数点第1位を四捨五入した員数とする (例)2.3人の場合、2人</td> </tr> <tr> <td>② 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置保育教諭等の数から「必要保育教諭等の数」を減じて得た員数が<b>3人以上の場合</b></td> <td>小数点第1位が1又は2のときは小数点第1位を切り捨て、小数点第1位が3又は4のときは小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上のときは小数点第1位を切り上げて得た員数とする。 (例)3.2人の場合→3人、3.4人の場合→3.5人、3.6人の場合→4人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額を基本額とし、当該基本額に加配人数を乗じて得た額とされているか。</p>	45人以下	46人～150人	151人～240人	241人～270人	1人	2人	3人	3.5人	271人～300人	301人～450人	451人以上		5人	6人	8人		項目	内容	① 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置保育教諭等の数から「必要保育教諭等の数」を減じて得た員数が <b>3人未満の場合</b>	小数点第1位を四捨五入した員数とする (例)2.3人の場合、2人	② 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置保育教諭等の数から「必要保育教諭等の数」を減じて得た員数が <b>3人以上の場合</b>	小数点第1位が1又は2のときは小数点第1位を切り捨て、小数点第1位が3又は4のときは小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上のときは小数点第1位を切り上げて得た員数とする。 (例)3.2人の場合→3人、3.4人の場合→3.5人、3.6人の場合→4人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
45人以下	46人～150人	151人～240人	241人～270人																										
1人	2人	3人	3.5人																										
271人～300人	301人～450人	451人以上																											
5人	6人	8人																											
項目	内容																												
① 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置保育教諭等の数から「必要保育教諭等の数」を減じて得た員数が <b>3人未満の場合</b>	小数点第1位を四捨五入した員数とする (例)2.3人の場合、2人																												
② 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置保育教諭等の数から「必要保育教諭等の数」を減じて得た員数が <b>3人以上の場合</b>	小数点第1位が1又は2のときは小数点第1位を切り捨て、小数点第1位が3又は4のときは小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上のときは小数点第1位を切り上げて得た員数とする。 (例)3.2人の場合→3人、3.4人の場合→3.5人、3.6人の場合→4人																												
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																								

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○加算申請書(7月分) ○令和4年度分の職員配置状況報告書	留意事項通知 別紙3 III 7. (1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知 別紙3 III 7. (2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知 別紙3 III 7. (3)	

主眼項目	該当項目		着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する 場合の事由 及び改善方法、その他
	1号	2・3号		いる	いない		
8. 通園送迎加算	●		(1)この加算の認定がされている場合、利用子どもの通園の便宜のため送迎を行っているか。 通園送迎を利用していない園児についても同額を加算し、また、長期休業期間の単価にも加算しているか。 (注)送迎の実施方法(運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等)は問わない。  ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100乗じて得た額を加えた額とされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
9. 給食実施加算	●		(1)この加算の認定がされている場合、給食を実施しているか。(※給食の実施方法(業務委託、外部搬入等)は問わない。) この加算の算定上の「過当たり実施日数」は、休業期間中の平均的な月当たり実施日数を4(週)で除して算出(小数点第1位を四捨五入)することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とみなすものとしているか(保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む)。  ※年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、長期休業期間の単価にも加算するものとする。  ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、定員区分及び以下の給食の実施形態の別に応じて定められた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。  (ア)施設内の調理設備を使用してきめ細かに調理を行っている場合(注1) (イ)施設外で調理して施設に搬入する方法により給食を実施している場合(注2)  (注1)施設の職員が調理を行っている場合のほか、安全・衛生面、栄養面、食育等の観点から施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、調理業務を第三者に委託する場合も含む。  (注2)搬入後に施設内において喫食温度まで加温し提供する場合を含む。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・通園送迎の実施確認(運行表など)	○加算申請書(7月分)及び挙証書類(運行案内書等)	留意事項通知 別紙3 Ⅲ8.(1)  留意事項通知 別紙3 Ⅲ8.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知 別紙3 Ⅲ8.(3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・給食の実施日数の確認(献立表など)	○加算申請書(7月分)及び挙証書類(献立表、保護者向けのお知らせ等)	留意事項通知 別紙3 Ⅲ9.(1)  留意事項通知 別紙3 Ⅲ9.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知 別紙3 Ⅲ9.(3)	

主眼項目	該当項目		着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する 場合の事由 及び改善方法、その他			
	1号	2・3号		いる	いない					
10. 外部監査費加算	●	●	(1)この加算の認定がされている場合、次の要件を満たして実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>認定こども園を設置する学校法人等が、当年度の認定こども園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査(以下「外部監査」という。)を受けているか。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとなっているか。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当年度の3月時点で外部監査を実施することが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する(監査報告書の作成等の時期が翌年度になる場合でも、監査実施契約が締結されているなど、確実に外部監査が実施されることが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。)</p>	種類	要件	ア	認定こども園を設置する学校法人等が、当年度の認定こども園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査(以下「外部監査」という。)を受けているか。	イ	外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとなっているか。	<input type="checkbox"/>
種類	要件									
ア	認定こども園を設置する学校法人等が、当年度の認定こども園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査(以下「外部監査」という。)を受けているか。									
イ	外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとなっているか。									
11. 副食費徴収免除加算	●	●	(1)この加算の認定がされている場合、利用子どもの全てに副食の全てを提供する日(以下「給食実施日」という。)(注1)があり、かつ、利用子どもである副食費徴収免除対象子ども(注2)に副食の全てを提供する日があるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
			<p>(注1)副食の提供状況については保護者への意向聴取等により施設(事業所)が把握している各月初日における副食の提供予定による。また、施設(事業所)の都合によらずに副食の一部又は全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものと見なすものとする</p> <p>(注2)以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がされた子どもとする。</p> <p>① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。)第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に属する子ども</p> <p>② 特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号ロの(1)又は(2)に規定する第3子以降の子ども</p> <p>③ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第15条の3第2項各号に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者である子ども</p> <p>※加算の認定がされている施設について、指導監督等を通じて副食の提供状況を把握し、申請内容と実績に乖離がある場合には、施設の設置者から理由を徴します。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
			(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額に、各月の給食実施日数(注)を乗じて得た額とし、副食費徴収免除対象子どもについて加算しているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		●	(1)加算額は、定められた額とし、副食費徴収免除対象子ども(注)に加算されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
			(注)以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がされた子どもとする。							
			① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。)第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に属する子ども							
			② 特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号ロの(1)又は(2)に規定する第3子以降の子ども							
			③ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第15条の3第2項各号に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者である子ども							



市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・監査実施契約書の確認	○加算申請書(12月分)及び挙証書類(契約書等) ○監査実施報告書	留意事項通知別紙3 Ⅲ10.(1)  留意事項通知別紙3 Ⅲ10.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙3 Ⅲ10.(3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		毎月の施設型給付費の請求書及び副食費徴収免除対象者一覧	留意事項通知別紙3 Ⅲ11.(1)  留意事項通知別紙3 Ⅲ11.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙3 Ⅲ11.(3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		毎月の施設型給付費の請求書及び副食費徴収免除対象者一覧	留意事項通知別紙4 Ⅲ9.(2)	

主眼項目	該当項目		着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する 場合の事由 及び改善方法、その他																	
	1号	2・3号		いる	いない																			
12. 休日保育加算		●	1)この加算の認定がされている場合、日曜日、国民の祝日及び休日(以下「休日等」という。)において、以下の要件を満たして、保育を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="2">休日の認定要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td colspan="2">休日等を含めて年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イ</td> <td>対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育教諭等を配置すること。</td> <td>「幼保連携型認定こども園」に係る通知 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。)第5条第3項及び附則第5条から第8条</td> </tr> <tr> <td>ただし、保育教諭等の数は常時2名を下回らないこと。</td> <td>「それ以外の認定こども園」に係る通知 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「認定こども園設備運営基準」という。)第2の一及び附則第3から第7</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td colspan="2">対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td colspan="2">対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p>	種類	休日の認定要件		ア	休日等を含めて年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること。		イ	対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育教諭等を配置すること。	「幼保連携型認定こども園」に係る通知 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。)第5条第3項及び附則第5条から第8条	ただし、保育教諭等の数は常時2名を下回らないこと。	「それ以外の認定こども園」に係る通知 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「認定こども園設備運営基準」という。)第2の一及び附則第3から第7	ウ	対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。		エ	対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			種類	休日の認定要件																				
ア	休日等を含めて年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること。																							
イ	対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育教諭等を配置すること。	「幼保連携型認定こども園」に係る通知 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。)第5条第3項及び附則第5条から第8条																						
	ただし、保育教諭等の数は常時2名を下回らないこと。	「それ以外の認定こども園」に係る通知 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「認定こども園設備運営基準」という。)第2の一及び附則第3から第7																						
ウ	対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。																							
エ	対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。																							
<p>(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日に保育を利用する年間の延べ利用子ども数(以下「休日延べ利用子ども数」という。)に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じた額を加えて算出した額を、当該施設における各月初日の利用子ども数(休日等に保育を利用しない子どもを含む。)で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="2">休日の認定要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td colspan="2">市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる施設(以下、「休日保育対象施設」という。)から、休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td colspan="2">休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定域型保育事業を利用する子どもを含むこと。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td colspan="2">認定された休日延べ利用子ども数は、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	休日の認定要件		ア	市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる施設(以下、「休日保育対象施設」という。)から、休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。		イ	休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定域型保育事業を利用する子どもを含むこと。		ウ	認定された休日延べ利用子ども数は、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>									
種類	休日の認定要件																							
ア	市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる施設(以下、「休日保育対象施設」という。)から、休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。																							
イ	休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定域型保育事業を利用する子どもを含むこと。																							
ウ	認定された休日延べ利用子ども数は、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。																							
			(3)この加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																		

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日保育実施における保育士の配置状況の確認</li> <li>・給食等の提供の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○加算申請書(12月分)</li> <li>○休日保育実施の分かる記録(職員の配置状況や給食等の提供など)</li> <li>○実績報告書</li> </ul>	留意事項通知 別紙4 Ⅲ3.(1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知 別紙4 Ⅲ3.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知 別紙4 Ⅲ3.(3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知 別紙4 Ⅲ3.(4)	

主眼項目	該当項目		着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する 場合の事由 及び改善方法、その他															
	1号	2・3号		いる	いない																	
13. 夜間保育加算		●	<p>(1)この加算の認定がされている場合、保育所型認定こども園については、「夜間保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知)」により設置認可された施設、それ以外の認定こども園については、以下の要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施されているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 設置経営主体</td> <td>夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであるか。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 事業所</td> <td>保育認定子どもに対して夜間保育を行う施設であるか。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 職員</td> <td>施設長は、幼稚園教諭又は保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めているか。</td> </tr> <tr> <td>(エ) 設備及び備品</td> <td>仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えているか。</td> </tr> <tr> <td>(オ) 開所時間</td> <td>保育認定子どもに係る開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとしているか。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額とされているか。</p>	項目	要件	(ア) 設置経営主体	夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであるか。	(イ) 事業所	保育認定子どもに対して夜間保育を行う施設であるか。	(ウ) 職員	施設長は、幼稚園教諭又は保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めているか。	(エ) 設備及び備品	仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えているか。	(オ) 開所時間	保育認定子どもに係る開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	■				
項目	要件																					
(ア) 設置経営主体	夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであるか。																					
(イ) 事業所	保育認定子どもに対して夜間保育を行う施設であるか。																					
(ウ) 職員	施設長は、幼稚園教諭又は保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めているか。																					
(エ) 設備及び備品	仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えているか。																					
(オ) 開所時間	保育認定子どもに係る開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとしているか。																					
14. 減価償却費加算		●	<p>(1)この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>要件</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>認定こども園の用に供する建物が自己所有であること</td> <td>施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと</td> <td>施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。 ①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 ②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと ③1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>賃借料加算(13)の対象となっていないこと</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域の区分ごとに定められた額とされているか。</p>	種類	要件	備考	ア	認定こども園の用に供する建物が自己所有であること	施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること	イ	建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること	—	ウ	建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと	施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。 ①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 ②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと ③1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること	エ	賃借料加算(13)の対象となっていないこと	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
種類	要件	備考																				
ア	認定こども園の用に供する建物が自己所有であること	施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること																				
イ	建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること	—																				
ウ	建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと	施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。 ①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 ②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと ③1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること																				
エ	賃借料加算(13)の対象となっていないこと	—																				
15. 賃借料加算		●	<p>(1)この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>要件</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>保育所の用に供する建物が賃貸物件であること</td> <td>施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>(ア)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>賃借料の国庫補助(「認可保育所等設置支援事業の実施について」平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>減価償却費加算の対象となっていないこと</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域の区分ごとに定められた額とされているか。</p>	種類	要件	備考	ア	保育所の用に供する建物が賃貸物件であること	施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること	イ	(ア)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること	—	ウ	賃借料の国庫補助(「認可保育所等設置支援事業の実施について」平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと	—	エ	減価償却費加算の対象となっていないこと	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
種類	要件	備考																				
ア	保育所の用に供する建物が賃貸物件であること	施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること																				
イ	(ア)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること	—																				
ウ	賃借料の国庫補助(「認可保育所等設置支援事業の実施について」平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと	—																				
エ	減価償却費加算の対象となっていないこと	—																				

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※鹿児島市は非該当		留意事項通知 別紙4 Ⅲ4.(1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知 別紙4 Ⅲ4.(3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※加算申請時に要件確認	○加算申請書(7月)と挙証書類	留意事項通知 別紙4 Ⅲ6.(1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※鹿児島市は「B地域・都市部」区分であり、該当施設にはこの地域区分の単価を適用		留意事項通知 別紙4 Ⅲ6.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※加算申請時に要件確認	○加算申請書(7月)と挙証書類	留意事項通知 別紙4 Ⅲ6.(3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※加算申請時に要件確認		留意事項通知 別紙4 Ⅲ7.(1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※鹿児島市は「D地域・都市部」区分であり、該当施設にはこの地域区分の単価を適用		留意事項通知 別紙4 Ⅲ7.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※鹿児島市は「D地域・都市部」区分であり、該当施設にはこの地域区分の単価を適用		留意事項通知 別紙4 Ⅲ7.(3)	

主眼項目	該当項目		着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する 場合の事由 及び改善方法、その他																			
	1号	2・3号		いる	いない																					
<b>IV 加減調整部分</b>																										
1. 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合		●	(1)1号認定子どもの利用定員を設定しない幼保連携型認定こども園の場合、加減調整されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																				
			(2)(1)の加減調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																					
2. 分園の場合		●	(1)幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園の分園(「保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知)」により設置された分園(幼保連携型認定こども園にあっては、当該分園を設置する保育所が、幼保連携型認定こども園に移行した場合に限る。))の場合、加減調整されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																				
			(2)(1)の加減調整額は、分園に適用される基本分単価、処遇改善等加算Ⅰ及び所長設置加算の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																					
3. 常態的に土曜日に閉所する場合		●	(1)施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日(国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。)に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月曜日に閉所する日がある施設の場合、加減調整されているか。また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱っているか。 ※なお、認定こども園については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる施設であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																				
			(2)(1)の加減調整額の算定は、適用される基本分単価、処遇改善等加算Ⅰ、3歳児配置改善加算及び夜間保育加算の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																					
4. 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合		●	(1)次の要件を満たさない施設に適用されているか。 ①主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるための4ページのⅡの1.(2)、(ア)ii cの主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を配置しているか。 ②また、次の事業等を複数実施しているか ③保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">i</td> <td>幼稚園型一時預かり事業</td> <td>・子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ・私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。</td> </tr> <tr> <td>一般型一時預かり事業</td> <td>・子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ・私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>満3歳児に対する教育・保育の提供</td> <td>・月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。</td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td>障害児(軽度障害児を含む。)(注)に対する教育・保育の提供</td> <td>・月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 ※市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">v</td> <td rowspan="3">継続的な小学校との連携・接続に係る取組で右記のA～ウの全ての要件を満たすもの</td> <td>A</td> <td>小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を年度を通じて複数回実施していること。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>小学校との接続を見通した教育課程を編成していること(継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。)</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	内容	i	幼稚園型一時預かり事業	・子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ・私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。	一般型一時預かり事業	・子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ・私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。	iii	満3歳児に対する教育・保育の提供	・月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。	iv	障害児(軽度障害児を含む。)(注)に対する教育・保育の提供	・月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 ※市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。	v	継続的な小学校との連携・接続に係る取組で右記のA～ウの全ての要件を満たすもの	A	小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。	イ	授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を年度を通じて複数回実施していること。	ウ	小学校との接続を見通した教育課程を編成していること(継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。)	<input type="checkbox"/>
	事業名	内容																								
i	幼稚園型一時預かり事業	・子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ・私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。																								
	一般型一時預かり事業	・子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ・私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。																								
iii	満3歳児に対する教育・保育の提供	・月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。																								
iv	障害児(軽度障害児を含む。)(注)に対する教育・保育の提供	・月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 ※市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。																								
v	継続的な小学校との連携・接続に係る取組で右記のA～ウの全ての要件を満たすもの	A	小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。																							
		イ	授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を年度を通じて複数回実施していること。																							
		ウ	小学校との接続を見通した教育課程を編成していること(継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。)																							
(2)(1)の加減調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																								

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※鹿児島市は該当なし		留意事項通知 別紙4 IV1. (1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知 別紙4 IV1. (2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※毎月の施設型給付費請求時に確認		留意事項通知 別紙4 IV2. (1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知 別紙4 IV2. (2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知 別紙4 IV3. (1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知 別紙4 IV3. (2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知 別紙4 IV3. (3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整を受けている場合は、主幹保育教諭等が1人配置又は配置なしになる。</li> <li>・2人配置で調整を受けている場合は、事業の実施状況の確認</li> <li>・複数事業の実施の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○加算申請書(7月)及び挙証書類</li> <li>○令和4年度分の職員配置状況報告書</li> </ul>	留意事項通知 別紙3 IV1. (1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知 別紙3 IV1. (2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知 別紙3 IV1. (3)	

主眼項目	該当項目		着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する 場合の事由 及び改善方法、その他															
	1号	2・3号		いる	いない																	
4. 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合	●	●	(1) 次の要件を満たさない施設に適用されているか。 主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させるための別紙3のIIの1.(2)、(ア) ii cの代替保育教諭等を配置し、以下の事業等を複数実施している。また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i</td> <td>延長保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>一時預かり事業(一般型)</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。 ※ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について「以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。」</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>病児保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td>乳児が3人以上利用している施設</td> <td>(月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)</td> </tr> <tr> <td>v</td> <td>障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設</td> <td>月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 ※市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(2)(1)の加減調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。</p> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td>		事業名	事業内容	i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。	ii	一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。 ※ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について「以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。」	iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	iv	乳児が3人以上利用している施設	(月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)	v	障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設	月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 ※市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。	<input type="checkbox"/>
	事業名	事業内容																				
i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。																				
ii	一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。 ※ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について「以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。」																				
iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。																				
iv	乳児が3人以上利用している施設	(月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)																				
v	障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設	月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 ※市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。																				
5. 年齢別配置基準を下回る場合	●	●	(1) 次の場合に調整されているか。 ＜条件＞ 施設に配置する保育教諭等の数が、2ページのIIの1.(2)(ア) i 及び4ページのii で定める保育教諭等の数( ii のcを除き、学級編制調整加配加算が適用される場合は、当該加算に係る保育教諭等1人を含む。)を下回る場合。  ※本調整の算定上の「人数」は、認定こども園全体の必要保育教諭等の数から実際に配置する保育教諭等の数を減じて得た数を2で除して得た数とする。  ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																
			(2)(1)の加減調整額は、不足する保育教諭等の1人当たりの額は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算数×100を乗じて得た額を加え 額とし、当該額に不足する「人数」を乗じて得た額を調整額とされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																



市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調整を受けている場合は、主幹保育教諭等が1人配置又は配置なしになる。</li> <li>2人配置で調整を受けている場合は、事業の実施状況の確認</li> <li>複数事業の実施の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○加算申請書(7月)及び挙証書類</li> <li>○令和4年度分の職員配置状況報告書</li> </ul>	留意事項通知別紙4 IV4.(1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙4 IV4.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙4 IV4.(3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本分単価で定める保育教諭等の数に不足がないか確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和4年度分の職員配置状況報告書</li> </ul>	留意事項通知別紙3 IV2.(1) 及び別紙4 IV5(1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙3 IV2.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙3 IV2.(3) 及び別紙4 IV5(2)	

主眼項目	該当項目		着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する 場合の事由 及び改善方法、その他
	1号	2・3号		いる	いない		
6. 配置基準上求められる職員資格を有しない場合	●	●	<p>(1) 次の場合に調整されているか。            &lt;条件&gt;            2・4ページのⅡの1.(2)、(ア)で定める保育教諭等の数に含まれる教育・保育従事者のうち、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない者がいる場合</p> <p>※本調整の算定上の「人数」は、上記の必要資格を有しない者の数を2で除して得た数とする。</p> <p>※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<p>(2) 必要資格を有しない教育・保育従事者の1人当たりの額は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1加算率×100を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に必要資格を有しない教育・保育従事者の「人数」を乗じて得た額を調整額とされているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条件に該当する場合に調整を受けているか。	○令和4年度分の職員配置状況報告書	留意事項通知 別紙3 IV3.(1) 及び別紙4 IV6(1)  留意事項通知 別紙3 IV3.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知 別紙3 IV3.(3) 及び別紙4 IV6(2)	

主眼項目	該当項目		着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する 場合の事由 及び改善方法、その他
	1号	2・3号		いる	いない		
<b>V 乗除調整部分</b>							
1. 定員を恒常的に超過する場合 (2)	●		(1)直前の連続する2年度間常に利用定員を超過しており(注1)、かつ、各年度の年間平均在所率(注2)が120%以上の状態にある場合、乗除調整されているか。  (注1)利用定員を超過して受け入れる場合の留意事項 利用定員を超過して受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超過して利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼保連携型認定こども園設備運営基準又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)及び本通知等に定める基準を満たしていること。 (注2)年間平均在所率 当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。  なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。  ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			(2)本調整措置が適用される施設における基本分単価から施設長に係る経過措置が適用される場合(副食費徴収免除加算を除く。)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	●		(1)直前の連続する5年度間常に利用定員を超過しており(注1)、かつ、各年度の年間平均在所率(注2)が120%以上の状態にある場合、乗除調整されているか。  (注1)利用定員を超過して受け入れる場合の留意事項 利用定員を超過して受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超過して利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼保連携型認定こども園設備運営基準又は認定こども園設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。 (注2)年間平均在所率 当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。  なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。  ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			(2)本調整措置が適用される施設における基本分単価から施設長に係る経過措置が適用される場合の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>・令和3年度の年間平均在所率が120%以上あるか確認(注2参照)</p> <p>①120%以上ない場合は非該当</p> <p>②120%以上の場合は、令和2・3年度を確認</p>		<p>留意事項通知別紙3 V 1. (1)</p> <p>留意事項通知別紙3 V 1. (2)</p>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<p>留意事項通知別紙3 V 1. (3)</p>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>・令和3年度の年間平均在所率が120%以上あるか確認(注2参照)</p> <p>①120%以上ない場合は非該当</p> <p>②120%以上の場合は、平成29・30・令和元・2・3年度を確認</p>		<p>留意事項通知別紙4 V 1. (1)</p> <p>留意事項通知別紙4 V 1. (2)</p>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<p>留意事項通知別紙4 V 1. (3)</p>	

主眼項目	該当項目		着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する 場合の事由 及び改善方法、その他																		
	1号	2・3号		いる	いない																				
<b>VI 特定加算部分</b>																									
1. 療育支援加算	●	●	<p>(1)この加算の認定がされている場合、障害児(注1)を受け入れている(注2)施設(注3)において、主幹保育教諭等を補助する者(注4)を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいるか。</p> <p>なお、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合の調整が適用されている施設については、当該加算の対象とはならないこと。</p> <p>また、障害児施策との連携を図りつつ、障害児保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組んでいるか(注5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>加算要件</th> <th>加算要件の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注1</td> <td>障害児</td> <td>市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</td> </tr> <tr> <td>注2</td> <td>障害児を受け入れている</td> <td>月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。</td> </tr> <tr> <td>注3</td> <td>施設</td> <td>本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。</td> </tr> <tr> <td>注4</td> <td>主幹保育教諭等を補助する者</td> <td>非常勤職員であって、資格の有無は問わない。</td> </tr> <tr> <td>注5</td> <td>療育支援への積極的な取り組み</td> <td> <p>&lt;取組の例示&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。</li> <li>地域住民からの教育・育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。</li> <li>補助者の活用により障害児施策との連携を図る。</li> <li>保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役。</li> <li>障害児施策との連携により、施設における障害児教育・保育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童(注)受入施設又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>(注)特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。</p>		加算要件	加算要件の内容	注1	障害児	市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。	注2	障害児を受け入れている	月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。	注3	施設	本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。	注4	主幹保育教諭等を補助する者	非常勤職員であって、資格の有無は問わない。	注5	療育支援への積極的な取り組み	<p>&lt;取組の例示&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。</li> <li>地域住民からの教育・育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。</li> <li>補助者の活用により障害児施策との連携を図る。</li> <li>保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役。</li> <li>障害児施策との連携により、施設における障害児教育・保育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	加算要件	加算要件の内容																							
注1	障害児	市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。																							
注2	障害児を受け入れている	月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。																							
注3	施設	本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。																							
注4	主幹保育教諭等を補助する者	非常勤職員であって、資格の有無は問わない。																							
注5	療育支援への積極的な取り組み	<p>&lt;取組の例示&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。</li> <li>地域住民からの教育・育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。</li> <li>補助者の活用により障害児施策との連携を図る。</li> <li>保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役。</li> <li>障害児施策との連携により、施設における障害児教育・保育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実。</li> </ul>																							
2. 事務職員配置加算	●		<p>(1)この加算の認定がされている場合、基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員(注)を超えて、非常勤事務職員を配置する認定こども園全体の利用定員が91人以上であるか。</p> <p>(注)施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。</p> <p>※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、区分ごとの基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																			
3. 指導充実加配加算	●		<p>(1)この加算の認定がされている場合、2ページの基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる必要保育教諭等の数を超えて、非常勤講師を配置する教育標準時間認定子ども及び保育認定(2号)子どもに係る利用定員が271人以上の施設であるか。</p> <p>※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、区分ごとの基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																			

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度分の職員配置状況報告書で療育支援担当の配置の確認</li> <li>注5の療育支援への取組みの内容確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加算申請書(7月)及び挙証書類(対象園児が確認できる名簿)</li> <li>令和4年度分の職員配置状況報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>留意事項通知別紙3</li> <li>VI1.(1)及び別紙4</li> <li>VI1.(1)</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<ul style="list-style-type: none"> <li>留意事項通知別紙3</li> <li>VI1.(2)</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<ul style="list-style-type: none"> <li>留意事項通知別紙3</li> <li>VI1.(3)及び別紙4</li> <li>VI1.(2)</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本分単価の事務職員及び非常勤事務職員等を超えて非常勤事務職員を配置し、全体の利用定員が91人以上であるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加算申請書(7月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>留意事項通知別紙3</li> <li>VI2.(1)</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<ul style="list-style-type: none"> <li>留意事項通知別紙3</li> <li>VI2.(2)</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<ul style="list-style-type: none"> <li>留意事項通知別紙3</li> <li>VI2.(3)</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本分単価等の必要保育教諭等を超えて非常勤講師を配置し、1号と2号の利用定員が271人以上であるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加算申請書(7月)</li> <li>令和4年度分の職員配置状況報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>留意事項通知別紙3</li> <li>VI3.(1)</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<ul style="list-style-type: none"> <li>留意事項通知別紙3</li> <li>VI3.(2)</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<ul style="list-style-type: none"> <li>留意事項通知別紙3</li> <li>VI3.(3)</li> </ul>	

主眼項目	該当項目		着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する 場合の事由 及び改善方法、その他
	1号	2・3号		いる	いない		
4. 事務負担対応 加配加算	●		(1)この加算の認定がされている場合、2ページの基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員(注)並びに事務職員配置加算において求められる非常勤事務職員を超えて、非常勤事務職員を配置する認定こども園全体の利用定員が271人以上の施設に加算する。 (注)園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。  ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
5. 処遇改善等加算Ⅱ	●	●	(1)この加算については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令4府子本第968号、4文科初第1553号、子発1107第3号通知。)に定めるとおり、加算しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、処遇改善等加算Ⅱ-①及びⅡ-②の別に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
5. 処遇改善等加算Ⅲ	●	●	(1)この加算については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令4府子本第968号、4文科初第1553号、子発1107第3号通知。)に定めるとおり、加算しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			(2)加算額は、別に定める額に平均年齢別利用子ども数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		



市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・基本分単価の事務職員及び非常勤事務職員等を超えて非常勤事務職員を配置し、全体の利用定員が271人以上であるか。	○加算申請書(7月) ○令和4年度分の職員配置状況報告書	留意事項通知別紙3 VI4. (1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙3 VI4. (2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙3 VI4. (3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・令和4年度処遇改善等加算Ⅱの対象者への支給の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認) 加算額 _____ 円 支給額 _____ 円 ・令和4年度加算額と支給額に差額が生じた施設においては、その差額分の支給の確認(給与明細書や台帳等で支給の確認) _____ 年 _____ 月支給(予定) 支払方法 給与・一時金・手当 差額 _____ 円 支給額 _____ 円 ・令和3年度加算額と支給額に差額が生じた施設においては、その差額分の支給の確認(給与明細書や台帳等で支給の確認) _____ 年 _____ 月支給(予定) 支払方法 給与・一時金・手当 差額 _____ 円 支給額 _____ 円	○加算申請書(9月分)及び挙証書類 ○実績報告書及び挙証書類 ○給与明細書、賃金台帳等	留意事項通知別紙3 VI5. (1)及び別紙4 VI2. (1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙3 VI5. (2)及び別紙4 VI2. (2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・令和4年度(10月から3月まで)処遇改善等加算Ⅲの対象者への支給の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認) 加算額 _____ 円 支給額 _____ 円 ・令和4年度加算額と支給額に差額が生じた施設においては、その差額分の支給の確認(給与明細書や台帳等で支給の確認) _____ 年 _____ 月支給(予定) 支払方法 給与・一時金・手当 差額 _____ 円 支給額 _____ 円	○加算申請書(9月分)及び挙証書類 ○実績報告書及び挙証書類 ○給与明細書、賃金台帳等	留意事項通知別紙3 VI6. (1)及び別紙4 VI3. (1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙3 VI6. (2)及び別紙4 VI3. (2)	

主眼項目	該当項目		着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他	
	1号	2・3号		いる	いない			
6. 冷暖房費加算	●	●	(1)加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			区域					内容
			一級地					国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。
			二級地					国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
			三級地					国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
			四級地					国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
			その他地域					上記以外の地域をいう。(鹿児島市はここに該当)

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※鹿児島市は「その他地域」区分であり、各施設はこの地域区分の単価を適用している。		留意事項通知 別紙3 VI7.(1) 及び別紙4 VI4.(1)	

主眼項目	該当項目		着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する 場合の事由 及び改善方法、その他
	1号	2・3号		いる	いない		
7. 施設関係者評価加算	●	●	(1) 次の場合に加算が認定されているか。 ※本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			要件				
			① この加算の認定がされている場合、認定こども園法施行規則第24条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第67条の規定に準じて、保護者その他の施設の関係者(施設職員を除く。)による評価(以下「施設関係者評価」という。)を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表しているか。				
			② 評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」(これに準じて自治体が作成したものを含む。)に準拠し、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施しているか。				
			(注) 評価者の委嘱や会議の開催予定等により、当年度に評価や結果の公表(評価報告書の作成が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする				
			(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
8. 除雪費加算	●	●	(1) この加算の認定がされている場合、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する地域に施設が所在しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
			(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
9. 降灰除去費加算	●	●	(1) この加算の認定がされている場合、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第23条に規定する降灰防除地域に施設が所在しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の教育標準時間認定及び保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・施設関係者評価の実施の確認	○加算申請書(12月分)及び挙証書類(評価者への委嘱状等、実施要領等、公表の状況が確認できる書類)	留意事項通知別紙3 VI8.(1) 及び別紙4 VI5.(1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙3 VI8.(2) 及び別紙4 VI5.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※鹿児島市は非該当		留意事項通知別紙3 VI9.(1) 及び別紙4 VI6.(1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙3 VI9.(2) 及び別紙4 VI6.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※吉田、松元、郡山、喜入地域は非該当。 この地域以外は全て該当		留意事項通知別紙3 VI10.(1) 及び別紙4 VI7.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙3 VI10.(2) 及び別紙4 VI7.(2)	

主眼項目	該当項目		着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する 場合の事由 及び改善方法、その他																					
	1号	2・3号		いる	いない																							
10. 施設機能強化推進費加算	●	●	(1)この加算の認定がされている場合、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組(注1～3)を行う施設で、次の事業等を複数実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>取組範囲</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注1</td> <td>取組の実施方法の例示</td> <td>・地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ・職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。</td> </tr> <tr> <td>注2</td> <td>取組に必要となる経費の額</td> <td>・取組に必要となる経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。</td> </tr> <tr> <td>注3</td> <td>支出対象経費</td> <td>需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>注4</td> <td colspan="2">本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	取組範囲	内容	注1	取組の実施方法の例示	・地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ・職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。	注2	取組に必要となる経費の額	・取組に必要となる経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。	注3	支出対象経費	需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)	注4	本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。											
			種類	取組範囲	内容																							
注1	取組の実施方法の例示	・地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ・職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。																										
注2	取組に必要となる経費の額	・取組に必要となる経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。																										
注3	支出対象経費	需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)																										
注4	本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i</td> <td>延長保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>幼稚園型一時預かり事業</td> <td>①子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ②私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>一時預かり事業(一般型)</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。</td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td>病児保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>v</td> <td>満3歳児(1号認定子どもに限る。)に対する教育・保育の提供</td> <td>4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。</td> </tr> <tr> <td>vi</td> <td>乳児に対する教育・保育の提供</td> <td>4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。</td> </tr> <tr> <td>vii</td> <td>障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供</td> <td>4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	事業名	事業内容	i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。	ii	幼稚園型一時預かり事業	①子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ②私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。	iii	一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。	iv	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	v	満3歳児(1号認定子どもに限る。)に対する教育・保育の提供	4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。	vi	乳児に対する教育・保育の提供	4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。	vii	障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。				
No.	事業名	事業内容																										
i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。																										
ii	幼稚園型一時預かり事業	①子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ②私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。																										
iii	一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。																										
iv	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。																										
v	満3歳児(1号認定子どもに限る。)に対する教育・保育の提供	4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。																										
vi	乳児に対する教育・保育の提供	4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。																										
vii	障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。																										
			(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																							
			(3)この加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																							

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入品の使用状況、保管状況の確認</li> <li>※防災教育以外のもので、常時使用している場合は要確認</li> <li>・複数事業の実施の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○加算申請書(12月分)及び挙証書類</li> <li>○実績報告書</li> </ul>	留意事項通知別紙3 VI11.(1) 及び別紙4 VI9.(1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙3 VI11.(3) 及び別紙4 VI9.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙3 VI11.(4)	

主眼項目	該当項目		着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他																																							
	1号	2・3号		いる	いない																																									
11. 小学校接続加算	●	●	(1)この加算の認定がされている場合、次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i</td> <td>役割分担の明確化</td> <td>小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>小学校との交流活動の実施</td> <td>授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>接続を見通した保育課程の編成</td> <td>小学校との接続を見通した教育課程又は保育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	項目	内容	i	役割分担の明確化	小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。	ii	小学校との交流活動の実施	授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。	iii	接続を見通した保育課程の編成	小学校との接続を見通した教育課程又は保育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																												
No.	項目	内容																																												
i	役割分担の明確化	小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。																																												
ii	小学校との交流活動の実施	授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。																																												
iii	接続を見通した保育課程の編成	小学校との接続を見通した教育課程又は保育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。																																												
12. 第三者評価受審加算	●	●	(1)この加算の認定がされている場合、「幼稚園における学校評価ガイドライン」又は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関(又は評価者)による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																								
			<p>※第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																								
13. 高齢者等活躍促進加算	●	●	(1)この加算の認定がされている場合、高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用者子ども等の処遇の向上を図るため、以下の要件を満たされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																								
			<p>(ア)高齢者等(注1)を職員配置基準以外に非常勤職員(注2)として雇用(注3)し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務(注4)を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。</p> <p>また、「特定求職者雇用開発助成金」等を受けている施設(受ける予定の施設を含む。)でその補助の対象となる職員は対象としないこと。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>範囲</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">注1</td> <td rowspan="5">高齢者等の範囲</td> <td>i</td> <td>当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>身体障害者(身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者)</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者)</td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td>精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者)</td> </tr> <tr> <td>v</td> <td>母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦(母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦)</td> </tr> <tr> <td>注2</td> <td>非常勤職員の範囲</td> <td colspan="2">1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>注3</td> <td>雇用の範囲</td> <td colspan="2">雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">注4</td> <td rowspan="4">高齢者等が行う業務の内容の例示</td> <td>i</td> <td>利用者子ども等との話し相手、相談相手</td> <td>v</td> <td>給食のあとかたづけ</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>身の回りの世話(爪切り、洗面等)</td> <td>vi</td> <td>喫食の介助</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>通院、買い物、散歩の付き添い</td> <td>vii</td> <td>洗濯、清掃等の業務</td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td>クラブ活動の指導</td> <td>viii</td> <td>その他高齢者等に適した業務</td> </tr> </tbody> </table>	種類	範囲	内容		注1	高齢者等の範囲	i	当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者	ii	身体障害者(身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者)	iii	知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者)	iv	精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者)	v	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦(母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦)	注2	非常勤職員の範囲	1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。		注3	雇用の範囲	雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。		注4	高齢者等が行う業務の内容の例示	i	利用者子ども等との話し相手、相談相手	v	給食のあとかたづけ	ii	身の回りの世話(爪切り、洗面等)	vi	喫食の介助	iii	通院、買い物、散歩の付き添い	vii	洗濯、清掃等の業務	iv	クラブ活動の指導	viii	その他高齢者等に適した業務	<input type="checkbox"/>
種類	範囲	内容																																												
注1	高齢者等の範囲	i	当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者																																											
		ii	身体障害者(身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者)																																											
		iii	知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者)																																											
		iv	精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者)																																											
		v	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦(母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦)																																											
注2	非常勤職員の範囲	1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。																																												
注3	雇用の範囲	雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。																																												
注4	高齢者等が行う業務の内容の例示	i	利用者子ども等との話し相手、相談相手	v	給食のあとかたづけ																																									
		ii	身の回りの世話(爪切り、洗面等)	vi	喫食の介助																																									
		iii	通院、買い物、散歩の付き添い	vii	洗濯、清掃等の業務																																									
		iv	クラブ活動の指導	viii	その他高齢者等に適した業務																																									



市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○加算申請書(12月分)及び挙証書類(iの要件が確認できる事務分掌等、iiの要件が確認できる書類、iiiの要件に関する年間指導計画やカリキュラム等)	留意事項通知別紙3 VI12.(1) 及び別紙4 VI10.(1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙3 VI12.(3) 及び別紙4 VI10.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・契約書等の確認 ・評価受審など実施状況の確認(公表の確認)	○加算申請書(12月分)及び挙証書類(契約書等、評価項目及び公表の状況の確認できる書類)	留意事項通知別紙3 VI13.(1) 及び別紙4 VI12.(1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙3 VI13.(3) 及び別紙4 VI12.(2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・対象者の「特定求職者雇用開発助成金」の有無の確認	○加算申請書(12月分)及び挙証書類(対象者の資格確認書類、雇用契約書) ○実績報告書及び挙証書類	留意事項通知別紙4 VI8.(1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

主眼項目	該当項目		着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他																		
	1号	2・3号		いる	いない																				
			<p>(イ)以下の事業等のうち、いずれかを実施していること</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i</td> <td>延長保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>一時預かり事業(一般型)</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ※ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の一部改正について以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>病児保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td>乳児が3人以上利用している施設</td> <td>4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。</td> </tr> <tr> <td>v</td> <td>障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設</td> <td>4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	事業名	事業内容	i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。	ii	一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ※ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の一部改正について以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。	iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	iv	乳児が3人以上利用している施設	4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。	v	障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
No.	事業名	事業内容																							
i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。																							
ii	一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ※ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の一部改正について以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。																							
iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。																							
iv	乳児が3人以上利用している施設	4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。																							
v	障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。																							
			(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、「年間総雇用時間数」の区分に応じて定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																				
			(3)この加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																				
14. 栄養管理加算		●	<p>(1)この加算の認定がされている場合、食事の提供にあたり、栄養士を活用(注)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けているか。</p> <p>※栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																			
			(2)加算の認定がされている場合、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用を外しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																				
			<p>(3)この加算の認定がされている場合の加算額は、以下に掲げる栄養士の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とされているか。</p> <p>(ア)配置(注1)定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。</p> <p>(イ)兼務(注2)定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。</p> <p>(ウ)嘱託(注3)定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。</p> <p>(注1)本加算に係る栄養士が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。</p> <p>(注2)基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。</p> <p>(注3)配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合をいう。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																				

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・事業の実施の確認			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知 別紙4 VI8. (3)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知 別紙4 VI8. (4)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○加算申請書(12月分)及び挙証書類(栄養士免許証、雇用契約書、契約書等)	留意事項通知 別紙4 VI11. (1)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知 別紙4 VI11. (2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知 別紙4 VI11. (3)	